

郡山市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、本市における小児慢性特定疾病児童等及びその家族（以下「小慢児童等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業、関係機関との連絡調整に関する事業その他の事業（以下「自立支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 自立支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小慢児童等に対する相談支援事業
- (2) 慢性疾病児童地域支援協議会の運営に関する事業
- (3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援事業
- (4) その他小慢児童等の健全育成及び自立支援を図るために必要な事業
(相談支援事業)

第3条 市長は、小慢児童等の日常生活上での悩み、不安等の解消並びに小慢児童等の健康の保持増進及び福祉の向上に資するため、相談支援事業を実施するものとする。

2 相談支援事業の実施に当たっては、事業の目的が達成されるよう、個々の事情に応じて計画するものとする。

(慢性疾病児童地域支援協議会)

第4条 小児慢性特定疾病に関する関係機関の連絡調整を図ることにより、小児慢性特定疾病児童等の自立に向けた地域の支援体制の確立を目的とする慢性疾病児童地域支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会に関する事項は、別に定める。

(小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援事業)

第5条 小慢児童等について、各種支援策の利用計画の作成等を行い、自立又は就労の円滑化を図るため小児慢性特定疾病児童等自立支援員（以下「自立支援員」という。）を置く。

2 自立支援員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 小児慢性特定疾病児童等の自立支援に係る各種支援策の利用計画の作成及びフォローアップ
- (2) 関係機関との連絡調整等
- (3) 協議会への参加

(利用者負担)

第6条 自立支援事業に係る利用者負担については、別に定めるものとする。

2 利用者負担の決定に当たっては、利用者の家計の状況等に十分配慮しなければならないものとする

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。